

○保有個人情報等の漏えい等事案が発生した場合の対応について（通知）

〔令和5年3月30日 4高教政第1112号〕
教育委員会事務局各所属長・各県立学校長 あて 高知県教育長通知

高知県教育委員会が保有する個人情報、行政機関等匿名加工情報等、個人番号及び特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の漏えい等（漏えい、滅失及び毀損をいう。以下同じ。）事案（漏えい等のおそれがある事案その他の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を含む。）が発生した場合等の対応について、令和5年3月8日付け4高法文第804号で制定が通知された「高知県個人情報等安全管理基本方針」及び令和5年3月15日付け4高教政第1007号で制定を通知した「高知県教育委員会が保有する個人情報等に関する管理規程」（以下「管理規程」という。）で基本的な対応を定めましたが、管理規程第8の安全管理上の問題への対応について下記のとおりとしますので、職員への周知をお願いします。

なお、これに伴い、「教育委員会が保有する個人情報の適正な取扱いの徹底について」（平成28年10月4日及び同月12日付け28高教政第513号）及び「高知県教育委員会が保有する特定個人情報が漏えいした場合等の対応について」（平成29年12月12日付け29高教政第606号）は、令和5年3月31日をもって廃止します。

記

1 保有個人情報の漏えい等事案が発生した場合

- (1) 保護管理者（所属長）から総括保護管理者（教育次長（総括））への報告
保護管理者は、様式1「保有個人情報の漏えい等事案に係る報告書」を作成し、直ちに教育政策課に提出してください。

なお、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合、個人情報保護委員会への報告が必要となりますが（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第1項）、当該報告は教育政策課が行います。

※ 個人の権利利益を害するおそれが大きい事態

- ① 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
例) 医療機関から取得した感染症患者の診療情報を含む保有個人情報を記録した文書を紛失した場合
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
例) 収納業務のため取得したクレジットカード番号を含む保有個人情報が漏えいした場合
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある当該行政機関の長等の属する行政機関等に対する行為による保有個人情報（当該行政機関の長等の属する行政機関等が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、

保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

例) 不正アクセスにより保有個人情報(法第60条第1項の保有個人情報として取り扱う予定の個人情報を含む。)が漏えいした場合

- ④ 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

例) インターネット上で保有個人情報の閲覧が可能な状態となり、当該保有個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

(2) 本人への通知

上記の個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合、本人への通知を要するため(個人情報の保護に関する法律第68条第2項)、「保有個人情報漏えい等事態発生通知書」(高知県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年高知県規則第18号)別記第1号様式)により、本人に通知してください。

2 特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合

- (1) 保護管理者(所属長)から総括保護管理者(教育次長(総括))への報告
保護管理者は、様式2「特定個人情報の漏えい等事案に係る報告書」を作成し、直ちに教育政策課に提出してください。

なお、個人の権利利益を害するおそれが大きい事態が生じた場合(番号法第29条の4第1項)又は当該事態が生じた時には該当しない漏えい事案等の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合(特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号))も、個人情報保護委員会への報告が必要ですが、当該報告は教育政策課が行います。

※ 個人の権利利益を害するおそれが大きい事態

- ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務を処理するために使用する情報システム等で管理される特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事

- ② 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、若しくは発生したおそれがある事態又は不正の目的をもって、特定個人情報が利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある事態

例) 不正アクセスにより特定個人情報が漏えいした場合

- ③ 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態

例) システムの設定ミス等によりインターネット上で特定個人情報の閲覧が可能な状態となっている場合。

- ④ 漏えい等が発生し、若しくは発生したおそれがある特定個人情報又は番号法に反して利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

例) 第三者に誤送付・誤送信した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える場合

(2) 本人への通知

上記の個人の権利利益を害するおそれ大きい事態が生じた場合、本人への通知が必要ですので（番号法第29条の4第2項）、本人へ様式2の2報告事項の（1）事態の概要、（2）特定個人情報の項目、（4）発生原因、（5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、（9）その他参考となる事項を通知してください。

3 出先機関及び県立学校の場合

出先機関及び県立学校における事故についての取扱いは、全て主管課長を経由することとしてください。

4 その他の対応

(1) 公文書の紛失誤廃棄による漏えい等事案の場合は、当該公文書における保有個人情報等の有無に関わらず、副総括文書管理者（教育政策課長）に別途事故報告書を提出してください（グループウェア教育政策課キャビネット「公文書ファイル等の紛失又は誤廃棄への対応及びその取扱いについて」参照）。

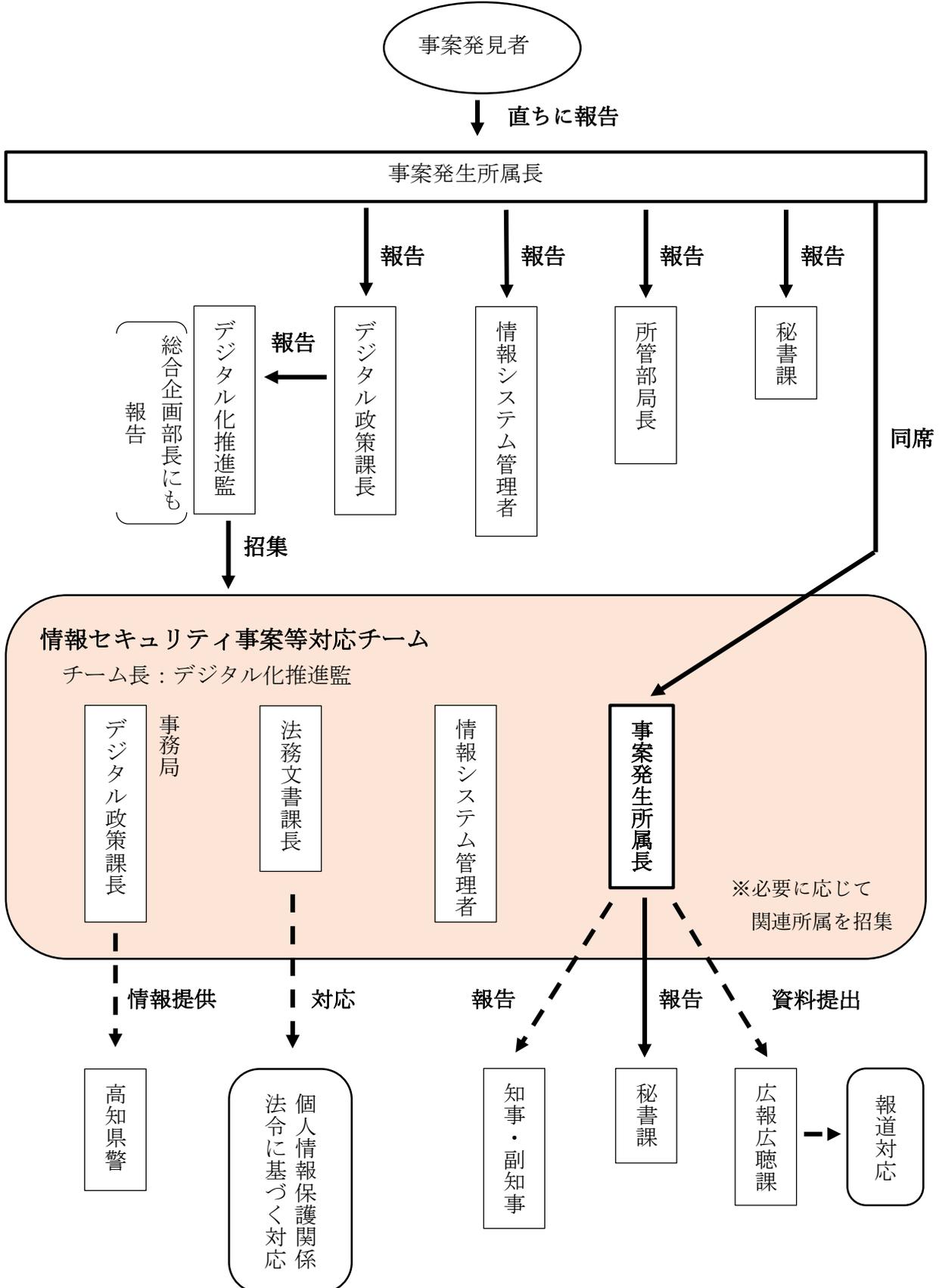
(2) 情報漏えい等事案の場合は、当該漏えい情報における保有個人情報等の有無に関わらず、デジタル政策課の「情報セキュリティ事案等の発生時における報告フロー」に従い、直ちに報告してください。

5 提出先及び問い合わせ先

教育政策課 法規調査担当 TEL:088-821-4569（内線4569）

情報セキュリティ事案等の発生時における報告フロー

情報漏えい等事案については、デジタル・アナログに関わらず報告事案とする。
 ・デジタル：メール誤送信、HP 誤掲載等によるもの
 ・アナログ：郵便誤送付、書類紛失等によるもの



注 特段の規律等が設けられている場合には、別途それに従うこと。

→ 確実に実施
 - -> 対応チームで実施要否を判断